

いじめ対策の手引き

— 児童生徒をいじめに向かわせない —



平成29年10月
長崎県立盲学校
心の教育推進委員会

〔 目次 〕

第1章 いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針について

1	いじめ防止対策推進法とは	1
2	いじめ防止基本方針（国、県、学校）とは	1
3	いじめとは	
	（1）いじめの定義	1
	（2）いじめの態様と例	2
	（3）いじめと犯罪行為	2
	（4）いじめの禁止と保護者の責務	4
4	学校のいじめ対策とは	
	（1）いじめの防止（未然防止）とは	4
	（2）いじめの早期発見・早期対応とは	4
	（3）重大事態への対処とは	5

第2章 いじめの現状と理解

1	いじめの現状	6
2	いじめの理解	
	（1）いじめの理解	6
	（2）いじめと体罰・大人の態度	6

第3章 本校のいじめ防止等の取組について

1	「長崎県立盲学校いじめ防止基本方針」の内容	
	（1）方針の策定と実施	7
	（2）方針の骨子	7
	（3）特にご指導いただきたいこと	8
	長崎県立盲学校いじめ防止基本方針	9
	【別添1】長崎県立盲学校いじめ防止基本方針実施計画	11
	【別添2】いじめ対策の組織的対応	12
	いじめのサインと教師のチェックポイント	13
	生活振り返りアンケート	15
	身なりチェックシート	17
	いじめのサイン発見チェックリスト☑	19

第1章 いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針について

1 いじめ防止対策推進法とは

「いじめ防止対策推進法」は、平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

おもな条文は次のとおりです。

第1条 法律の目的 / 第2条 いじめの定義 / 第4条 いじめの禁止
第9条 保護者の責務 / 第11条 国のいじめ防止基本方針
第12条 県はいじめ防止基本方針 / 第13条 学校はいじめ防止基本方針
第15条 いじめ防止のための道徳教育や体験活動等の充実
第16条 いじめ早期発見のための相談体制の整備
第22条 いじめの防止等の対策のための組織の設置 / 第23条 いじめに対する措置
第28条 重大事態への対処

2 いじめ防止基本方針（国、県、学校）とは

国の方針は、「いじめの防止等のための基本的な方針」として、平成25年10月11日に出され、これを参酌して、同年12月に「長崎県いじめ防止基本方針」が出されました。

また各学校では、これらの方針に基づいて学校独自に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、本県では学校ホームページで公開することになっています。

3 いじめとは

（1）いじめの定義

法第2条では、次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「学校」とは、県の基本方針においては、県立学校と私立学校をいいます。
- ②「児童等」とは、学校に在籍する児童及び生徒をいいます。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

けんかは除きますが、外見的にはけんかやふざけあいの行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景のある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する必要があります。

- ⑤「心身の苦痛を感じているもの」については、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断について、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

また、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

(2) いじめの態様と例

いじめの態様	例
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	・ 身体や動作について不快なことを言われる。 ・ 存在を否定される。 ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
仲間はずれ、集団による無視をされる。	・ 対象の児童生徒が来ると、その場からみんないなくなる。 ・ 遊びやチームに入れない。 ・ 席を離される。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。 ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。 ・ 遊びと称して対象の児童生徒が技をかけられる。
金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	・ 脅され、お金を取られる。 ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。 ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	・ 万引きやかつあげを強要される。 ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。 ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。 ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。 ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

「いじめの態様」は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査による。

(3) いじめと犯罪行為

(2) であげたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

【参考】

学校・警察の相互連絡制度

本県では、標記の制度が平成21年4月から運用されています。この制度は「警察や学校が把握した子どもの非行や問題行動について、ある一定のルールに基づいて相互に連絡する」ものです。非行や問題行動は、学校と保護者の協力により解決するのが基本ですが、再三の指導にもかかわらず、指導に従わず解決できない場合など、校長が警察との連携が必要であると認める事案について、警察に連絡します。また警察は、逮捕事案、窃盗、暴行、傷害、不良行為（飲酒、喫煙、深夜徘徊）を繰り返す場合などに学校に連絡します。

告発義務

告発義務は、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことで、公務員全体に課されています。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物損壊、悪質なじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。（文部科学省「生徒指導提要」2010）

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に、別紙1として標記の文書が附されており、次の事例が示されています。

いじめの態様	刑罰法規	事例
ぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行（刑法第208条）	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害（刑法第204条）	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
	暴行（刑法第208条）	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要（刑法第223条）	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れる。
	強制わいせつ（刑法第176条）	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	恐喝（刑法第249条）	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
	窃盗（刑法第235条）	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等（刑法第261条）	自転車等を故意に破損させる。
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫（刑法第222条）	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫（刑法第222条）	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律第7条）	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(4) いじめの禁止と保護者の責務

法第4条及び第9条では、次のように規定されています。

児童等は、いじめを行ってはならない。(第4条)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめをいじめをおこなうことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第9条)

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめの側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要です。

また保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければなりません。

4 学校のいじめ対策とは

「**いじめの防止等**」とは、**いじめの防止(未然防止)**、**いじめの早期発見・早期対応**、**重大事態への対処**を指しています。以下の文は、『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり』(国立教育政策研究所2013)を参考にしています。

(1) いじめの防止(未然防止)とは

① すべての児童生徒を対象に

「**暴力を伴わないいじめ**」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれて経験しています(本書6ページ参照)。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくありません。

つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけることが最も有効な対策になります。

② 未然防止の基本

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。

児童生徒にストレスをもたらす最大のストレスァーは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続きます(国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2007-2009』2010)。児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間です。**授業が児童生徒のストレスァーになっていないかを考えた授業づくりが、先の学校づくりにつながります。**

居場所づくりや絆づくり(本書8ページ)をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレスァーに囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減ります。

(2) いじめの早期発見・早期対応とは

① 早期発見の基本

早期発見の基本は、「児童生徒の些細な変化に**気づく力を高めること**」「気づいた情報を確実に共有すること」「(情報に基づき)速やかに対応すること」です。

② 早期発見の具体的な方策

「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要です。さらに、**定期的・必要に応じたアンケート**や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要です。

③ 早期対応

(i) 暴力を伴ういじめを目撃した

速やかに止めることを最優先します。児童生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止めます。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを担任等に速やかに報告し、本校では、**心の教育推進委員会**を中心として、「**組織的対応表**」(本書 12 ページ)によって対応します。

(ii) いじめの疑いがあるような行為が発見された

このような行為を目撃した、児童生徒から聞いた、アンケートの回答からわかったなどの場合は、(i)と同様に対応します。

④ いじめ解消の要件

(i) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

(ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(3) 重大事態への対処とは

① 重大事態とは

重大事態とは、次のものを言います。

【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合】

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合】

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

【その他の場合】

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

② 対処の方法

重大事態を認知した場合は、直ちに「県立学校 ⇒ 県教育委員会 ⇒ 子ども未来課 ⇒ 知事」の順に報告します。

その後、県教育委員会が学校と県教育委員会のいずれが主体となって調査を行うかを判断します。

学校が調査の主体となったときは、「県立学校 ⇒ 県教育委員会 ⇒ 子ども未来課 ⇒ 知事」の順に報告します。

第2章 いじめの現状と理解

1 いじめの現状

文部科学省の「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、いじめの認知件数は全国で22万4540件、長崎県で2022件でした。また長崎県の内訳は、小学校1237件、中学校528件、高等学校253件、特別支援学校4件でした。

いじめの態様では、全国、長崎県とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、長崎県では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」「仲間はずれ、集団による無視をされる。」などが続いています。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しています。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によると、「暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は4割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も4割程度であり、多くの児童生徒が被害や加害を経験しています。

先ほどの文部科学省の調査では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」と回答した児童生徒は、全国で8266件、長崎県で54件でした。長崎県教育委員会の調査(平成27年)によると、県内の小学生の5割程度、中学生の5割程度、高校生の9割程度が自分用の携帯電話を持っています。スマートフォン等のアプリケーションソフトである「LINE(ライン)」の不適切な使用によるいじめやトラブルが、社会的に問題視されていますが、長崎県においても「LINEで誹謗中傷の書き込みをされた」「LINEでのやりとりがもとで、トラブルやいじめに発展した」などの事例が小学生から高校生まで多数報告されています。(長崎県教育委員会『携帯電話フィルタリング研修会資料』2017)

2 いじめの理解

(1) いじめの理解

いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」が存在します。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることもあります。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することが求められています。

(2) いじめと体罰・大人の態度

国の『いじめの防止等のための基本的な方針』には、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。」としています。

また、『ガイドライン体罰の根絶に向けて』(2013 長崎県教育委員会)では、体罰が及ぼす子どもたち影響として、「学校生活への意欲の低下、暴力やいじめ容認の気質の植え付け(暴力の連鎖)」を、保護者や地域への影響として、「学校への信頼感の喪失と不信感の増幅、地域との関係の悪化」をあげています。

第3章 本校のいじめ防止等の取組について

1 「長崎県立盲学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 方針の策定と実施

国や県の方針を受けて、平成26年3月に「**長崎県立盲学校いじめ防止基本方針**」「**長崎県立盲学校いじめ防止基本方針実施計画**」「**組織的対応表**」を策定しました。

「基本方針」は、本校のいじめ対策の規準となるもので、これに基づき「実施計画」を毎年度検討して作成し、**ホームページ等で公開します**。また「組織的対応表」は、いじめの防止やいじめを発見した場合の対応等について示したものです。本校では、「**心の教育推進委員会**」が中心となって、いじめの防止等に組織的に対応します。

(2) 方針の骨子

本校の実施計画は、特に「**いじめの防止(未然防止)**」に注力した計画を立てています。

① いじめの防止

(i) 教師の指導力の向上

【具体的方策】

- 年度始めにおけるいじめへの共通理解のための研修会

(ii) 道徳性を養う道徳教育の充実

【具体的方策】

- 「高校生さわやか運動」(校内・通学路美化活動、あいさつ運動)の通年化
- 「容儀を整える日」の実施⇒チェックシートは本書 17～18ページ 参照
- 「生活振り返りアンケート」の実施⇒チェックシートは本書 15～16ページ 参照

(iii) 自己指導能力の育成

【具体的方策】

- 生徒会主催の「いじめについて考える集会」の開催
- 「いじめ防止」を含む「児童生徒スローガン」の制定
- 「いじめ防止講話」の開催
- 生徒会活動(部・同好会活動を含む)をととした自主性・自発性・自律性の涵養

(iv) 情報モラルの指導の充実

【具体的方策】

- 児童生徒及び保護者、職員を対象とした、「情報モラル研修会」の開催

(v) 家庭・地域、関係機関との連携強化

【具体的方策】

- 「高校生さわやか運動」(校内・通学路美化活動、あいさつ運動)の通年化
- 「児童生徒指導部だより」の発行

(VI) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

【具体的方策】

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画、引継ぎシート等の活用
- 発達障害や性同一性障害、被災児童生徒、外国に繋がる児童生徒への正しい理解の促進や必要な対応への周知

② いじめの早期発見

(i) 教職員による観察や情報交換

【具体的方策】

○職員への「いじめチェックリスト」の配付⇒チェックリストは本書 13～14ページ 参照

○保護者への「いじめチェックリスト」の配付⇒チェックリストは本書 19ページ 参照

○「悩みのアンケート」におけるいじめの有無等にかかる質問の項目立て

(ii) 相談機関等の周知

【具体的方策】

○ 「児童生徒指導部だより」への相談機関にかかる情報の掲載

(3) 特にご指導いただきたいこと ～「居場所づくり 絆づくり 自己有用感」～

いじめの防止は、まず「**児童生徒をいじめに向かわせない**」ことです。そのために学校で取り組むべき課題について、『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり』（国立教育政策研究所 2013）から引用します。

「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めて行くことが必要になります。また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地をよくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子どもの「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていきます。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。すなわち、規律、学力、自己有用感が大切なのです。

長崎県立盲学校いじめ防止基本方針

長 崎 県 立 盲 学 校

平成26年 3月27日策定

平成29年10月16日改定

1 本校の目指す本方針における児童生徒像

次のような児童生徒の育成を目指す。

- (1) いじめをしない、いじめをさせない児童生徒
- (2) 自他の生命や人格を尊重する児童生徒
- (3) 学習や児童会・生徒会活動、体験活動等に目標をもって自ら取り組む児童生徒
- (4) 家庭の一員としての自覚をもち、基本的な生活習慣を確立する児童生徒
- (5) 社会(学校、地域)の一員としての自覚をもち、行動できる児童生徒
- (6) 不安や悩みを相談できる児童生徒

2 いじめに対する基本認識

教職員は、次のいじめに対する基本認識をもつ。

- (1) 「いじめは人として決してしてはならない行為である」との姿勢を貫徹する。
- (2) 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる問題である」との認識をもつ。
- (3) 「いじめは態様によっては犯罪である」との認識をもつ。
- (4) 教職員の言動、指導の在り方が児童生徒に影響を及ぼすことを意識する。
- (5) 日ごろから児童生徒との信頼関係の構築に努める。
- (6) いじめは発見しにくい、小さなサインも見逃さず、児童生徒の声を真摯に受け止める姿勢をもつ。
- (7) いじめられている児童生徒の立場で考え、初期段階から組織で対応する。
- (8) いじめている児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (9) 学校や児童生徒の様子を積極的に家庭や地域に発信し、保護者や地域との連携を深める。

3 いじめ防止等のための組織

- (1) 「心の教育推進委員会（いじめ対策委員会）」（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の構成員は、校長、教頭、事務長、各部部主事、各部教務主任、**視覚障害支援部主任**、児童生徒指導部主任、保健主事、カウンセラー、養護教諭、寮務主任、寄宿舎生活班長、保護者代表（1名）、外部専門家委員（1名）とする。
- (3) 委員会の活動内容は、次のとおりとする。
 - ① いじめの防止に関すること。
 - ② いじめの早期発見に関すること。
 - ③ いじめへの対応に関すること。
 - ④ 情報交換により児童生徒の実態を把握すること。
 - ⑤ 本方針について評価、点検、見直しを行い、実施計画を作成すること。
- (4) 委員会は毎学期1回の開催を定例とし、必要に応じて臨時に開催する。
- (5) 委員会の事務は、児童生徒指導部が処理する。また児童生徒指導部は、事務の処理にあたり、関係する他の分掌等と密に連携する。

4 保護者及び関係機関等との連携

- (1) いじめ防止等に関する情報発信、日ごろの情報交換、ＰＴＡ活動における協働などをとおして、保護者との信頼関係の構築、家庭と連携した教育活動の推進に努める。
- (2) 学校行事、ＰＴＡ活動などをとおして、地域に根ざした学校となるよう努める。
- (3) いじめが起こった場合などには、速やかに教育委員会に報告し、対応について相談する。
- (4) 町内生徒指導委員会、学校警察連絡協議会等に参加し、近隣の学校や警察と連携に努める。

5 本方針実施計画及び組織的対応

- (1) 実施計画は【別添１】のとおりとする。
- (2) 組織的対応は【別添２】のとおりとする。

6 本方針の評価

本方針の評価は、委員会が次のとおり実施する。

- (1) 児童生徒、保護者、教職員に本方針についてのアンケートを定期的に行う。
- (2) アンケートの結果を参酌して本方針の点検、見直し、実施計画の作成を行う。
- (3) 実施計画に基づいていじめ防止等の取組を行う。
- (4) 定期的に委員会を開催し、アンケート等を参酌して本方針や実施計画を点検する。
- (5) 点検の結果に基づいて改善したことを実施する。

【別添2】いじめ対策の組織的対応 ※ 防止、早期発見の具体的な方策は、「学校いじめ防止基本方針実施計画」を参照

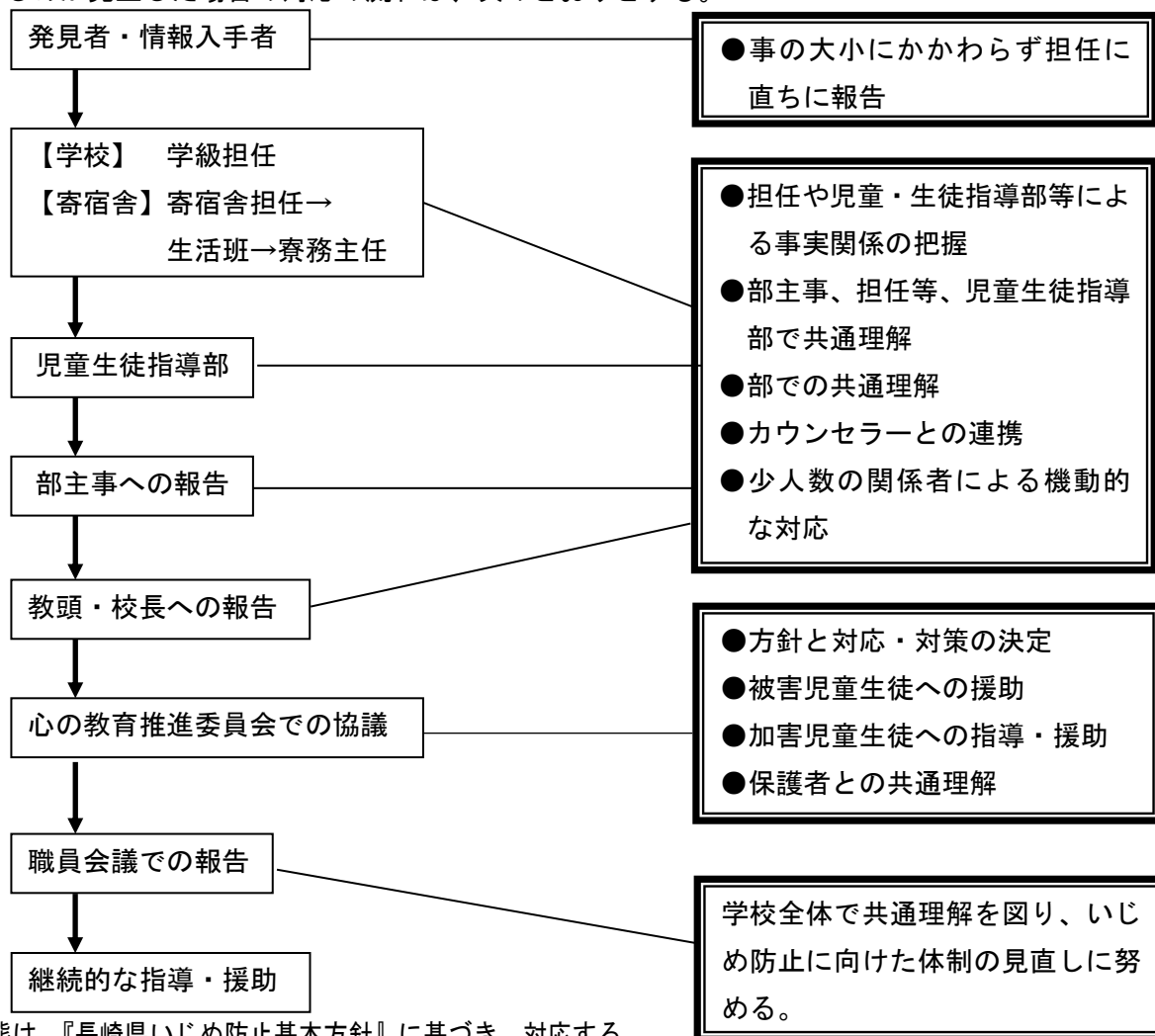
1 いじめの防止

(1) 教育活動全体をととして次のことに取り組む。

- ① 自他の生命と人格を尊重する態度の育成
- ② 道徳性を養う道徳教育の充実
- ③ 児童生徒の自己肯定感の育成
- ④ 児童生徒の自己指導能力(規範意識、基本的な生活習慣の確立)の育成
- ⑤ 家庭・地域、関係機関との連携の強化

2 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 児童生徒の様子の観察やアンケート結果等をととして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 様子が変わって気になる児童生徒については、日ごろから部で共通理解し、学級担任を中心としてその原因がわかるまで継続的な見守りを行う。
- (3) いじめではないかと感じる場面を目撃したり、児童生徒からの情報を聞いたりした場合には、ひとりで抱え込まず、直ちに関係職員(学級担任、寄宿舎担任など)に報告する。
- (4) いじめには、学校全体で取り組む。
- (5) いじめが発生した場合の対応の流れは、次のとおりとする。



※ 重大事態は、『長崎県いじめ防止基本方針』に基づき、対応する。

※ 学級や児童生徒の実態に合わせて、ご活用ください。

いじめのサインと教師のチェックポイント

『いじめ対策ハンドブック（4訂版）』（長崎県教育委員会 2007）から引用

いじめの対応で大事なことは、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることである。次に挙げているのは、注意しておきたいいじめのサイン例である。これらの視点から子どもを見つめ、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが大切である。

（１）いじめられている子どもが発するサイン

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどしていて、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気のない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほどに気をつかっているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。（いわゆる使い走りではないか？）
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されていたり、壊されていたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

（２）学校の生活場面でのチェックポイント

①学級の雰囲気

- ☐ グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している。
- ☐ 全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がらない。覇気が感じられない。
- ☐ 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- ☐ 教師が教室に入ると教室外に出たりするなど、教師を避けがちになる。
- ☐ 特定の子どもが当番活動や係活動を何度も担当し、役割交代が見られない。
- ☐ 休み時間など、特定のグループが校内の特定の場所に集まる。
- ☐ ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。
- ☐ 特定の子どもがグループから離れて一人で行動するようになる。

②登校時や朝の会（SHR）

- ☐早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐表情が暗く、どこことなく元気がない。
- ☐顔や体に傷やあざがある。

③授業時間

- ☐一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐よい発言や活動をしたのに賞賛や評価が得られない。
- ☐特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
- ☐体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない（回る）。
- ☐一人で活動することが多い。

④昼食時

- ☐給食を残しがちである。
- ☐弁当や給食のデザートなどをとられている。
- ☐給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- ☐給食当番の場合、特定の子どもがさわった食器をさわらない。
- ☐グループで食べる時、特定の子どもの机と机を離れたがる。

⑤休み時間

- ☐トイレなどに閉じこもりがちである。
- ☐階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- ☐体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。
- ☐友達とよくふざけあっているが、何となく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。
- ☐特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室などにいることが多く、一人になりたがらない。

⑥掃除や諸活動

- ☐一人でしていることが多い。（させられている？）
- ☐掃除道具を投げつけられたり、追いかけて回されたりしている。
- ☐いつも後かたづけをさせられている。
- ☐特定の子どもの机を運ぼうとしない。

⑦学級活動や班・係活動

- ☐役員や選手などの選出のとき、特定の子どもの名前が冷やかしてあがる。
- ☐学級内の問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐあがる。
- ☐班長などをやめたいと急に言い出す。
- ☐班編制で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- ☐席替えの後、机と机を離れたがる。

⑧放課後

- ☐友達というよりも教師と話したがる。（自分のことは語ろうとしない）
- ☐特定の友達と一緒に帰るが、何となく浮かない顔である。

生活振り返りアンケート

心の教育推進委員会

部 年 氏名

● ○月～○月の生活を振り返ってみましょう。

● できたことは、番号に○をつけましょう。

(1) あいさつなど

① 学校や家庭(寄宿舍)で、家族や先生、友人にあいさつ(「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」「ただいま」「おやすみなさい」など)をしていますか。

② 「ごめんなさい」や「ありがとうございます」は言えていますか。

(2) 身の回りのことなど

① 忘れ物はしていませんか。

② 学校からのプリントなどは、家の人に渡していますか。

③ 学校の机やロッカー、本棚などは整理されていますか。

(3) 時間を守ることなど

① 学校に遅刻していませんか。

② 授業に遅れることはありませんか。

③ 下校時刻(午後4時30分)を守っていますか。

（４）掃除や係の仕事など

- ① すみずみまで掃除をしていますか。
- ② 係の仕事はきちんとできていますか。

（５）家庭での生活

- ① 早寝・早起きを心がけていますか。
- ② 朝ご飯は食べていますか。
- ③ 家の人の手伝いをしていますか。

【よくできたこと】

【これからがんばりたいこと】

身なりチェックシート

児童生徒指導部

各自で身なりを整えましょう。

中学部・高等部普通科

(1) 制服

男子 紺色ブレザー

白色のカッターシャツ、ポロシャツ

黒・紺・灰色系のスラックス

女子 紺色ジャケット

白色のブラウス、ポロシャツ

黒・紺・灰色系のスカート

男女共通 靴下 白・紺・黒・灰色系

紺色ベスト

(2) 頭髪

男子 前髪は眉にかからない。横髪は耳にかからない。

後ろ髪はえりにかからない。

女子 前髪はまぶたにかからない。

肩より長い場合には髪留めで束ね、垂らさない。

髪留めのゴムなどの色は、紺・黒・茶系とし、華美でな

いものを使う。

男女共通 染色、脱色、パーマはしない。

(3) 身だしなみ

- 制服は端正、清潔なものを着用する。
- シャツはズボンからはみ出させない。
- ボタンは止める。
- ズボンは下げない。すそを引きずらない。
- スカートの丈は、ひざが隠れるくらいにする。
- アクセサリーは着けない。

専攻科

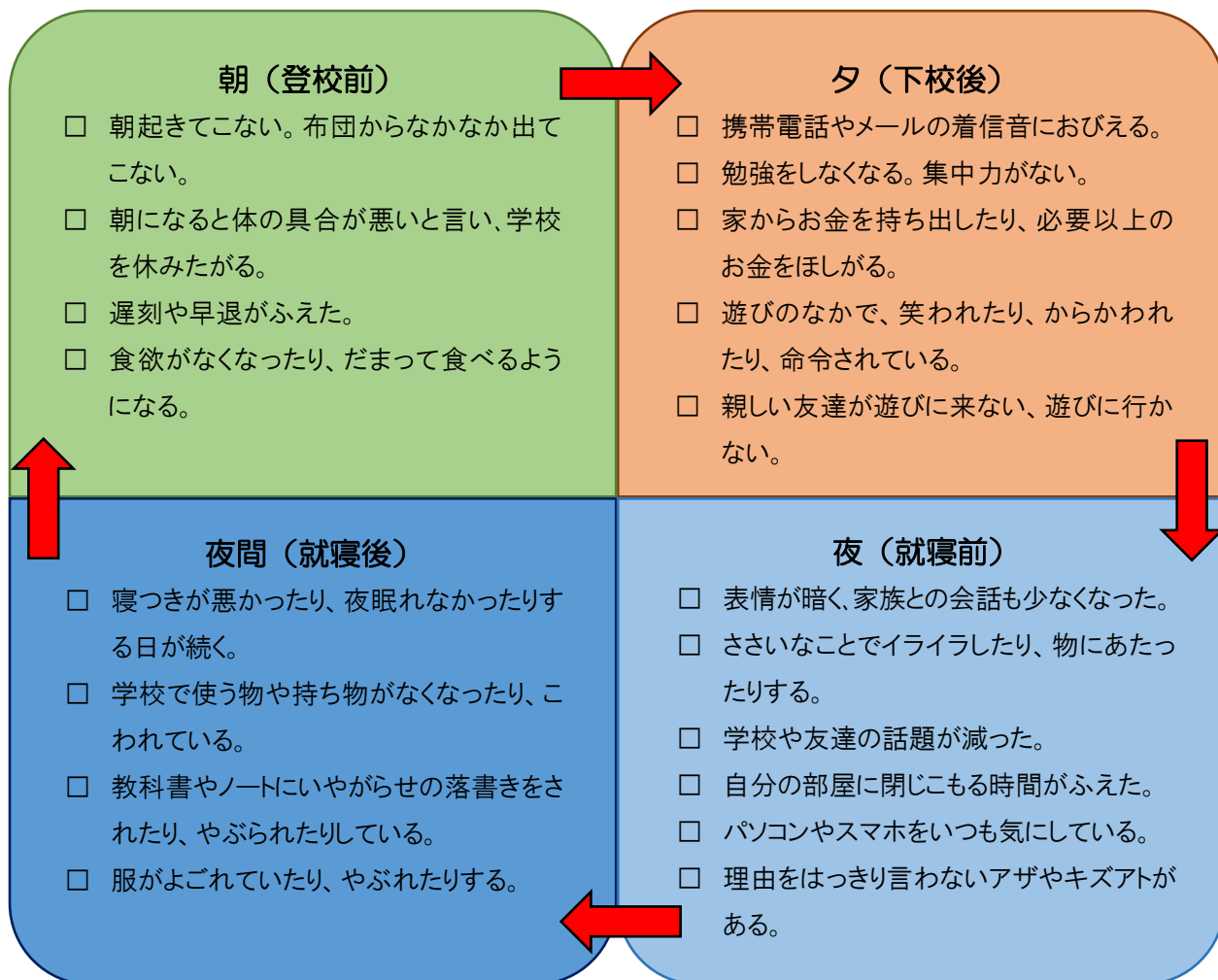
- 頭髪は、染色や脱色をしない。
- 服装は華美ではないものを着用する。
- 半ズボンやジャージで登下校しない。
- 校舎内でアクセサリーを着けない。

いじめのサイン発見チェックリスト

18

長崎県立盲学校 心の教育推進委員会

このチェックリストは、政府広報(文部科学省)を参考にしています。



■ いじめをしていますか？ いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのないものを持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

「あれ？」もしかしてと思ったら…学校または学級担任にご相談ください。

長崎県立盲学校 ☎ 095-882-0020

相談窓口

● 24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310（24時間対応）

※ チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用ください。